

【地域運動部活動推進事業成果報告書】

拠点校：飯島町立飯島中学校（長野県）

1 基礎情報

（1）対象中学校の基礎情報

【所在エリア】長野県上伊那郡飯島町

【所在エリアの特徴】人口1万人弱、一町一校

【教員数及び生徒数】教員数：23名（非常勤職員を含む）

生徒数：249名

（2）部活動の情報

【部活動数】（運動系）7クラブ（文化系）2クラブ

【顧問数】（運動系）13名（文化系）4名

【活動頻度】平日4日、2時間程度、休日1日、3時間程度

【部費負担】0円～1万円程度

2 実践研究内容

（1）実践課題

- ①将来的に生徒数の減少が現実となり、部活動数（競技数）を減らすかどうかの議論が数年にわたり行われてきた。
- ②部活動とほぼ同じメンバーで、同じ指導者の下、保護者が主催する社会体育活動（運動部活動の延長として行われている社会体育活動）が存在しており、部活動と合わせると県指針の活動基準を超えた活動をしている団体について、生徒・保護者から困惑の声が聞こえる。

（2）課題に取り組むに至った背景・理由

- ①部活動数を減らすことなく、現在と同じ部数を維持することで、生徒が希望するスポーツに取り組める環境の構築及び運営主体の確立を目指すため。
- ②部活動の地域移行を機に、部活動と保護者会主催の社会体育活動の両活動による長時間化した活動を、県指針に沿った適正な活動へ軌道修正を図るため。
- ③持続可能で、移行後の活動を管理できる運営主体によるスポーツ活動環境を構築するため。
- ④地域人材（指導を希望する教員を含む）による指導体制を確立し、教職員の休日の部活動指導による負担軽減を図るため

（3）運営体制

【運営主体の名称】

「飯島町スポーツ連絡協議会」（事務局：飯島町教育委員会生涯学習係）

①目指す姿（ゴールイメージ）

- ・少子化が進展する将来、子どもたちが希望するスポーツに親しめる環境
- ・保護者会主催として練習時間確保のために実施されてきた「運動部活動の延長とし

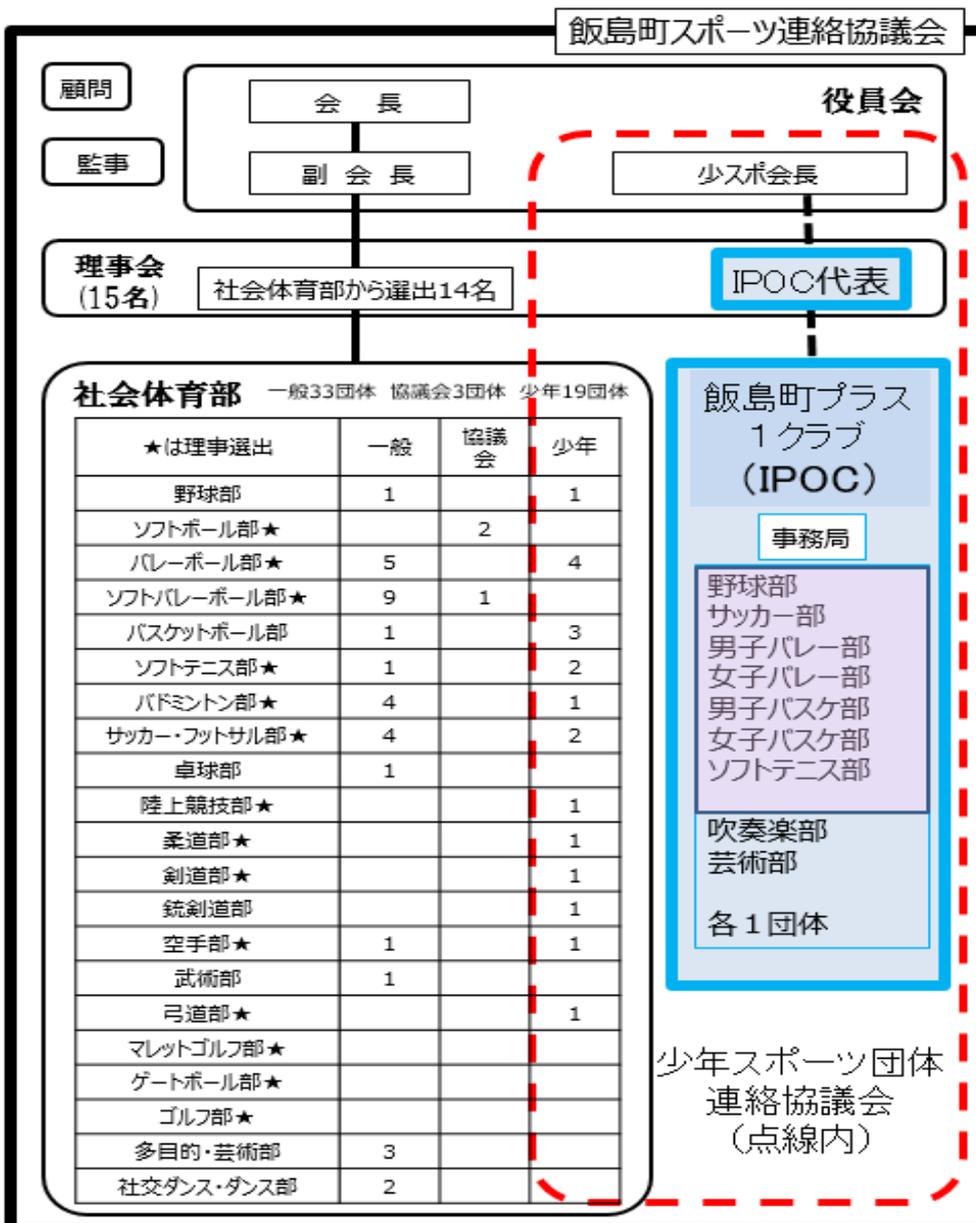
て行われている社会体育活動」の完全廃止。

※「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」

運動部活動と同様の活動が連続または近接して行われているもので、運動部活動の保護者会が主催であったり、地域のスポーツ指導者等が運営主体になったりしているが、主には、運動部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するために行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会体育活動とは異なる。

- ・学校単位の枠を越えた周辺地域の中学生、指導者、多世代による地域スポーツクラブ
- ・将来的には、地域移行後の休日の活動の指導を望まない教員が、指導に携わらなくても活動が継続する運営・指導体制を目指す。
- ・地域人材による新規指導者資質向上のための一定期間の研修制度を設け、保護者が安心して子どもを預けることができる環境の構築。（教職員の部活動顧問が一定期間一緒に指導を行い、徐々に任せていく体制）

②組織図



③手だて

- ・少子化の進展により、将来的に中学校単位では活動が成り立たなくなる場合には、上記組織図の小学生のスポーツ活動団体を含む「少年スポーツ団体連絡協議会」と連携をし、活動の維持を図っていく。
- ・「飯島町スポーツ連絡協議会」の事務局を飯島町教育委員会生涯学習係に置くことで、移行後の活動が適正に実施されているか把握・管理をする。
- ・指導経験のない新規の地域人材による指導者が指導にあたる場合、一定期間、教職員の部活動顧問と共に指導を行うことにより、指導法、生徒指導、安全に関する知識等の研修を実施し、安全・安心な指導がなされていく体制を整備する。
- ・地域移行後、休日の活動の指導を望む教員については、兼職兼業の許可を得た上で、指導を継続するようにする。

④運営の概要

【設置クラブ】

野球、サッカー、男女バスケットボール、男女バレーボール、ソフトテニス
計7クラブ

【活動時間】

休日の活動を週1～2日程度実施する、1回3時間程度を目安にする

【活動場所】

飯島中学校の体育施設を基本として使用

(4) 指導体制

【野球】	指導者2名（競技歴あり0名・指導歴あり2名）
【サッカー】	指導者3名（競技歴あり1名・指導歴あり3名）
【男子バスケットボール】	指導者3名（競技歴あり2名・指導歴あり3名）
【女子バスケットボール】	指導者1名（競技歴あり1名・指導歴あり1名）
【男子バレーボール】	指導者1名（競技歴あり0名・指導歴あり1名）
【女子バレーボール】	指導者3名（競技歴あり2名・指導歴あり2名）
【ソフトテニス】	指導者3名（競技歴あり1名・指導歴あり3名）

3 実践研究の成果と課題

(1) 成果

- ①検討会、運営委員会を組織し、規約や運営規則等が整備できた。
- ②学校、家庭、地域住民に対する事前説明会が実施できた。
- ③11月より「飯島プラス1クラブ（IPOC）」を発足した。
- ④全クラブの指導者が確保（指導を希望する教職員の兼職兼業の申請済み）できた。

(2) 課題

- ①全てのクラブにおいて、地域人材の指導者確保が整っていない。（指導を望む教職員が各クラブに存在するため成り立っているが、指導を望まない選択が可能となる体制作りが急務）

- ②「運動部活動の延長として行われている社会体育活動」と「飯島プラス1クラブ」での活動の違いが明確になっていない。
- ③運営経費の確保
- ④発足までに時間を要したこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、移行後の活動がほとんどできていないため、活動実績が少ない。
→生徒・保護者・教職員・地域人材による指導者の意識を把握できていない。

上記の課題に対して



【令和4年度に取り組む事】

- ・活動の実績を積み、具体的な運用からの課題を洗い出す。(意識調査の実施等)
- ・全てのクラブにおける地域人材指導者の確保。(教職員に頼らない指導体制の確保)
- ・指導を望まない教職員の負担軽減
- ・運営経費確保に向けた検討(生活困窮家庭への会費免除等についても検討)

4 「休日の部活動の段階的な地域移行」について実践研究から見てきた事柄

(1) 関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制の構築のために必要なこと

飯島町の休日の部活動の地域移行を図るにあたり、町民のスポーツ活動に係る既存の組織が存在していたということ、学校と地域団体との両方に関りがある部署(飯島町では教育委員会)がイニシアティブをとれることがプラスに影響したと考える。町内の社会体育団体で組織されている「飯島町スポーツ連絡協議会(以下、スポ連)」があり、中学生が参加する保護者会主催の社会体育団体から構成されている少年社会体育団体もその組織に所属していたため、比較的スムーズに運営主体の内部体制を整備することができた。今までのスポ連組織の中に新たに「地域部活部」というグループを設けたが、運営主体が変わるだけで構成メンバー等は変更がないことも大きなプラス要因となった。

また、誰(どの部署)が体制づくりのコーディネートをするかが重要であり、関係団体と関りがある部署が中心になることが望ましいと考える。新たに組織を作ることでも可能だが、学校や町のスポーツ団体と関りのない部署(人)が進めていくには多大な時間と労力がかかることが予想される。

また、飯島町では組織構成を考えることは上記のとおり比較的円滑に進んだが、その組織構成の認可までにはある程度の時間を費やした。関係者においては今までより負担が増えることを望まない方がほとんどであるので、できるだけ負担を増やさないようにすること、子どもたちのために協力して環境を整えていかなければいけないこと、10年、20年先の将来を見据えて考えていかなければいけないことを中心に協議をした。

休日の部活動の地域移行を図るための体制づくりや推進には、ある程度の時間がかかることは覚悟しなければならない。

(2) 拠点校の取組や関係団体の協働を効果的に促進するための支援とは？

今回の部活動改革の大きな柱は「子どもたちのニーズを踏まえた学校と地域が連携したスポーツ環境の構築」「働き方改革を踏まえた部活動改革」である。そのため、学校が中心に改革を進めるのではなく、行政（教育委員会）が中心となって進めていくことで、スポーツ振興に携わる部署、学校の働き方改革に携わる部署を同時にコーディネートしていくことが可能となる。行政のイニシアティブなしに効果的に地域移行を進めることは難しいと考える。

(3) 様々な課題をどのように克服していくか？

地域移行を進めながら出てくる課題を、一つ一つ解決していくしかないが、情報を共有し、共通認識の上で解決することが効率化につながると考えられる。今回、地域移行を図るために、飯島中学校の運動部活動の課題を共有し、町としてどのような活動を目指すのかについて、時間をかけて論議してきた過程がある。そのため、生徒・保護者・地域に対して、町教育委員会から部活動改革及び休日の部活動の地域移行についての説明を行い、理解を求めてきた。保護者からは「教員が楽をするための改革」という声も上がったが、町教育委員会の改革に対する丁寧な説明により、理解を得られつつある。

また、飯島町の規模であれば、種目ごとそれぞれの運営主体のもとで活動してくよりも、同じゴールを目指した同じ運営主体のもとの活動とする方が、課題を克服しやすいと考える。

(4) どうすれば改革の取組を円滑に他地域に普及していけるか？

飯島町で地域移行を推進できているのは、学校と行政が生徒数の減少に伴い、教師数も削減され、今後持続可能なスポーツ環境を構築していくためには、地域移行を図ることが必要不可欠であるという共通認識があるからである。そして、地域からもこの状況をどうにかしなければいけないという声がある。「学校・行政・地域が共通認識のもとにある」ことが、改革を推進していく上で大切な要素となることは確かな事である。

それぞれの地域の特性があるため、地域の課題を明確にし、「地域移行をする必要性」に対して共通の認識をもつことが必要であると考えられる。

(5) 実践研究における活動実績や得られたデータ

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実際に発足し活動スタートしてからの実績が1回のみであり、データの収集が不可能であった。

飯島プラス1クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは**飯島プラス1クラブ (IPOC アイポック)** と称する。

(目的)

第2条 このクラブは中学校の部活動に替わる活動の主体を目指し、中学生のスポーツ・文化活動の支援に関する活動を行うことを目的とする。

- 2 クラブの活動は、「長野県中学校のスポーツ活動指針」、「長野県中学校の文化活動方針」を踏まえたものとする。

(活動・事業の種類)

第3条 このクラブは前条の目的を達成するために中学生のスポーツ・文化活動を支援する活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 休日及び平日の中学生のスポーツ・文化活動を支援する活動
- (2) 中学生のスポーツ・文化を楽しむ活動を支援する活動
- (3) 地域と子ども達の交流を支援する活動

第2章 会員

第4条 このクラブの会員は第2条の目的に賛同するものとする。

(入会手続き)

第5条 会員として入会しようとする者は入会申込書を会長に提出し承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の返還)

第7条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(退会)

第8条 会員は別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは運営委員会の決議を経て除名することができる。

第3章 組織

(役員等)

第10条 クラブに次の役職を置く。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 運営委員 | 必要な人数 |
| (4) 事務局長 | 1名 (教育委員会生涯学習課) |
| (5) 会計担当 | 1名 |

- (6) 監事 2名
- (7) 顧問・参与 若干名

(役員職務)

第11条 会長はクラブを代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 運営委員はクラブの会務を分担する。
- 4 事務局長は事務を統括する。
- 5 会計担当はクラブに関わる会計を担当する。
- 6 監事はクラブの会計及び会務の執行状況を監督する。
- 7 顧問・参与は会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

(役員選任)

第12条 会長は運営委員会にて候補者を推挙し総会において決定する。

- 2 副会長、事務局長、事務局員、監事は、会長が推挙し総会において決定する。
- 3 運営委員は各種目の代表者で構成する。
- 4 顧問・参与は会長が総会の承認を得て委嘱する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げないものとする。

第4章 会議

(会議)

第14条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 運営委員会
- (3) 部会

(総会)

第15条 総会は会員（保護者）をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し議決する。
 - (1) クラブの基本方針等に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 会費に関する事。
 - (6) 役員に関する事。
 - (7) その他、クラブの運営に関し重要な事項。
- 4 総会は過半数の出席をもって成立する。**(委任状を含む)**
- 5 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 やむなき理由で欠席の場合、委任状をもって出席とみなす。

(臨時総会)

第16条 クラブの臨時総会は運営委員会もしくは会員の過半数の要請があった場合に開催する。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は会長が招集し、会長、副会長、事務局長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は総会から委任された事項及びクラブ運営のために会長が必要と認めた事項について協議・決定する。
- 3 運営委員会は各クラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 運営委員会は臨時総会を開催するいとまのない場合においてクラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
- 5 議事は委任状を含めて出席者の2分の1以上をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。

(部会)

第18条 クラブは運営委員会の協議により必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 運営委員会は各部会の総括と整理サポートにあたる。
- 3 各部会はクラブの目的達成のためにそれぞれ具体的な事業を計画し、運営委員会の承認後その実施にあたる。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 このクラブの事務局は飯島中学校に置き、事務局長がクラブ運営の任にあたる。

- 2 事務局に関し必要な事項は別に定めることができる。

第6章 会計

(資金)

第20条 クラブの資金は以下の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 補助金、交付金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(管理)

第21条 クラブの資金は事務局長が管理する。

(予算及び決算)

第22条 クラブの収支予算は総会の議決により定め、収支決算については監事の会計監査を経て総会の承認を必要とする。

(会計年度)

第23条 クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第24条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。これに違反して盗難・傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

(保険の加入)

第25条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

- 2 クラブはその活動中の傷害についてはスポーツ安全保険の対象範囲のみ対応するものとする。
- 3 指導者についてもスポーツ安全保険に加入し、事故・傷害については保険の範囲内においてのみ対応する。保険未加入のボランティアメンバーの活動中の事故についてはクラブは一切の責任を負わない。

第8章 個人情報の管理

第26条 クラブが知り得た個人情報はクラブ運営のみに使用し情報の管理を徹底する。

第9章 規則・細則

第27条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則・細則は総会または運営委員会の決議により定める。

第28条 この規約は、総会出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

この規約は、令和3年11月 日から施行する。(総会開催日)

飯島プラス1クラブ専門部運営規則

(目的)

第1条 この規則は、**飯島プラス1クラブ (IPOC)** の目的達成のため、種目ごとに活動を行う専門部の設立・運営の原則について定めたものである。

(専門部)

第2条 **飯島プラス1クラブ**において、以下の要件を満たした場合、専門部としての活動を認める。

- (1) この運営規則に定めた要件を満たした地域指導者がいること
- (2) その専門部での活動に参加を希望する会員がいること
- (3) 総会（年度途中においては運営委員会）の承認を得ること

(指導者の要件)

第3条 **飯島プラス1クラブ**指導者とは、中学校職員以外の地域指導者と、中学校指導者（兼職兼業の許可を得た者）である。**飯島プラス1クラブ**指導者として活動するためには、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) スポーツ・文化を通して青少年の健全育成に寄与する志があること
- (2) 活動をするにあたり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を負うことを自覚し、行動すること
- (3) 中学校に部活動がある活動においては、地域指導者と部活動顧問（中学校指導者）の連携を図り、一貫した指導となるよう努めること
- (4) 活動の専門性及び中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと
- (5) 必要に応じて専門部以外の**飯島プラス1クラブ**の活動にも協力すること

(指導者に関わる規定)

第4条 **飯島プラス1クラブ**指導者に対しては予算の範囲内において謝金を支払う。

- 2 **飯島プラス1クラブ**指導者はクラブが勧める研修会に参加する。
- 3 **飯島プラス1クラブ**指導者のスポーツ安全保険はクラブの予算から出す。
- 4 **飯島プラス1クラブ**指導者は練習会場・用具の管理を行う。

(会員)

第5条 スポーツや文化を愛し、専門性を高めたい**近隣市町村**全ての中学生に寄与する活動にしたい趣旨から、**飯島プラス1クラブ**専門部の活動に参加したい会員は、**飯島**中学校生徒に限定せず、趣旨に賛同し、入会申込書を提出したすべての（児童・）生徒とする。

- 2 中学生の多様な興味関心、体力等の個人差等を考慮し、**飯島プラス1クラブ**専門部の活動への参加は任意とする。会員は、指導者から参加を強要されたり、欠席により不利益を被ったりすることはないものとする。

(会計)

第6条 専門部の活動を進める上での経費については専門部ごと集金し運営をする。専門部の会計については、年度末に会計報告を行う。**(中学校部活動とどこまで区別するか?)**

(改正)

第7条 この規則は運営委員会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

この規則は、令和3年11月 日から施行する。**(総会開催日)**

飯島プラス1クラブ指導者規定

- 1 スポーツ・文化を通して青少年の健全育成に寄与する志をもって指導にあたること。
- 2 活動をするにあたり会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を負うことを自覚し行動すること。
 - (1) 児童・生徒の人権や人格の尊厳を尊重し、体罰・暴言等の人権を損なう行為が決して起こらないよう指導に当たる。
 - (2) 単に技術的な向上を目指すだけではなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、粘り強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツや文化活動を通して人間性を育み高める場となることを目指して活動を進める。
 - (3) 活動は参加者の安全を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過負担な練習によるけが等、健康を害することがないように十分に配慮して活動を進める。
 - (4) 活動する施設の開錠・施錠、清掃等の整美は指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が行う。
- 3 中学校に部活動がある活動においては部活動顧問と連携を図り、強化の方向性や練習計画など情報交換を密に行い、一貫した指導となるよう努めること。
- 4 活動の専門性及び中学生の指導者としての専門性を高めるよう自身も研修に励むこと。
- 5 必要に応じて専門部以外の**飯島プラス1クラブ**の活動にも協力をする事。
- 6 上記の指導者規定に反し、**飯島プラス1クラブ**の趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て指導者登録から削除することもある。
- 7 兼職兼業の申請を行った学校職員は、地域指導者としての指導にあたる事ができる。

飯島プラス1クラブ指導者登録願い 兼飯島町スポーツ連絡協議会指導者登録申請書

飯島プラス1クラブ会長様

私は上記の指導者規定に同意し飯島プラス1クラブの指導者になることを申請します。

令和 年 月 日

氏名	フリガナ		
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
指導する競技名			
住所	〒 上伊那郡		
連絡先	自宅		携帯
	メールアドレス		

※個人情報クラブ運営のみに使用し情報の管理を徹底します。

事務局欄

令和 年 月 日

地域運動部活動「飯島プラス1クラブ」の指導者となることを認めます

職

氏名

印

学校と地域がともに

飯島プラス1クラブ

未来に向かってプラスワン!

《飯島プラス1クラブ発足のご案内》

飯島プラス1(ワン)クラブは、学校主体の部活動から地域で支える活動へと移行し、将来にわたり持続可能な活動を目指すことを目的として設立する組織です。

このたび、休日の部活動の段階的な地域移行を目指す文部科学省から、長野市裾花中学校とともに実践研究を推進する拠点校に指定されました。

令和5年度の正式発足を見据えて、中学校と教育委員会が連携を取りながら、休日部活動の地域移行モデル校として事業に取り組みます。

生徒のスポーツ・文化活動を支え、ニーズに応じた将来的に継続した活動ができる環境を整えつつ、学校だけに任せず地域も共に子どもを育てる仕組みづくりについて研究を進めます。

□飯島プラス1クラブが目指す姿

スチューデントファースト(生徒が求める活動を維持できる)環境の構築

将来的に生徒数が減少していく中で、それぞれの生徒が希望する活動が行えるように体制を整備し、スチューデントファーストの活動を守っていきます。

地域指導者による充実した休日(土日)の活動指導

地元にいる地域指導者を中心※¹に、部活動の指針を踏まえた活動の中で、充実した指導・時間を提供し、生徒の競技力向上を図ります。

教師と地域指導者が連携をとり、一貫性を持たせながら、それぞれの指導者の持ち味を生かした指導により生徒の成長を図ります。

※¹兼職兼業の申請をすれば教師が地域指導者として指導することができます。

参考：県の指針により、現在の平日部活動後の社会体育活動は縮小の方向で検討し、飯島プラス1クラブの活動に移行していきます。

教師だけではなく地域指導者や様々な人との関わりを通して、多様な価値観を認められる人

間形成

固定した人間関係に留まらず、地域指導者をはじめ学校以外での多くの人との関わりを通して様々な価値観に触れ、多様性を認め、その中で自己を確立できるように、人間形成の面からも成長を図ります。

子どもから大人まで、世代を超えて相互に関わりあり、お互いに成長できる体制づくり

学年や年齢で分けることなく、同種目であればすべての世代がひとつの団体を組織し、その活動の中で、教える側、教わる側が相互に良い影響を与えながら成長し、そこで学んだ児童生徒が、地域指導者としてまた戻ってきてくれるような、長く継続していける体制づくりを目指します。

□飯島プラス1クラブ参加について

〈団体〉

地域指導者がいて、活動（種目）を希望する生徒がいれば、飯島プラス1クラブの団体として活動ができます。

〈クラブ員〉

飯島プラス1クラブ入会届を提出します。学校部活動と同じ活動（種目）を選択しなければいけないということはありません。誰でも好きな活動を希望できます。

〈指導者〉

地域から広く募集をします。原則、飯島プラス1クラブの活動は地域指導者が行い、教師は指導を行いません。ただし、指導を希望する教師もいますので、兼職兼業の申請し、許可された場合は教師が指導することも可能です。その場合は、教師という立場ではなく、地域指導者として指導することになります。

〈費用・組織〉

保護者主体ではなく地域主体の団体として安定した活動を維持するために、指導者への謝金、組織運営のための事務局の設置等が必要になります。

※研究推進期間中は、国からの補助金がありますので費用はかかりません。研究期間中に、費用についても研究をすすめます。

〈保険〉

学校部活動ではないので、飯島プラス1クラブとして任意保険に加入する必要があります。飯島プラス1クラブの活動の責任の所在は各団体の責任者（代表者）にあり、活動の際は健康・安全に十分に留意しますが、けがや事故等の補償については加入している保険の範囲内とします。

〈活動場所の提供〉

飯島プラス1クラブの活動を町としてバックアップしていきます。社会体育施設、備品等は可能な限り優先利用できるよう配慮します。

指導者を募集します！

令和3年度からすべての運動部が飯島プラス1クラブとして活動をスタートします。今後、飯島プラス1クラブとしての活動を将来にわたり継続していくために、地域の指導者の存在が不可欠です。学校の部活動と連携しながら、地域の指導者が休日の活動を充実させ、ともに生徒を育てていく環境が理想です。

今後、運動部だけでなく文化部（吹奏楽、芸術）についても研究を進めていきます。

飯島プラス1クラブの趣旨に賛同し、指導者になっていただける方を広く募集します。自薦他薦は問いません！興味がある方、秘めた力を隠している方、地域力で子どもたちの活動を支えましょう！

申請方法については下記までお問い合わせください。

【指導者申請（紹介）先】

飯島プラス1クラブ事務局（飯島町教育委員会生涯学習係内）

担当 伊井島 伸也

電話0265-86-3111（内線632）

【問合せ先】 飯島プラス1クラブ事務局

飯島町教育委員会生涯学習係内

Tel 0265-86-3111

Fax 0265-86-5596

Eメール syougai@town.iijima.lg.jp